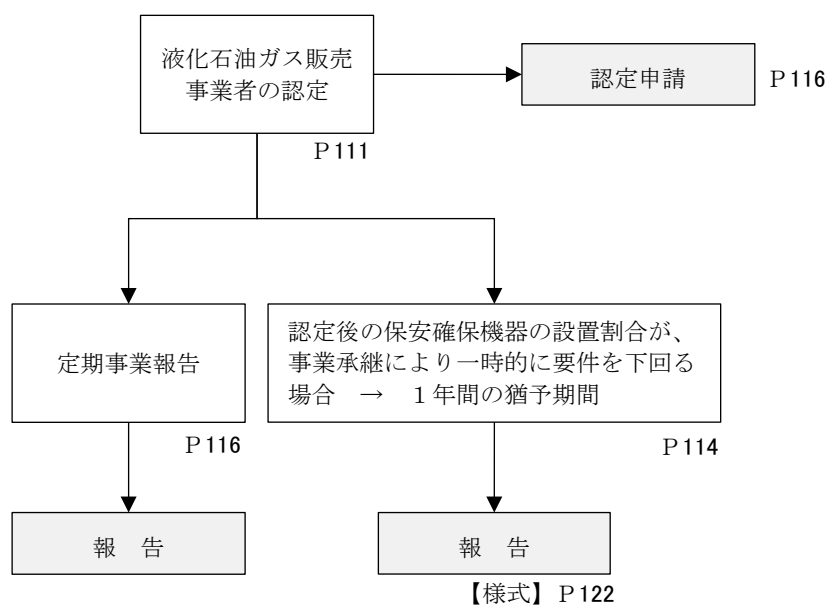


第2編 第3章

液化石油ガス販売事業者の認定(インセンティブ)

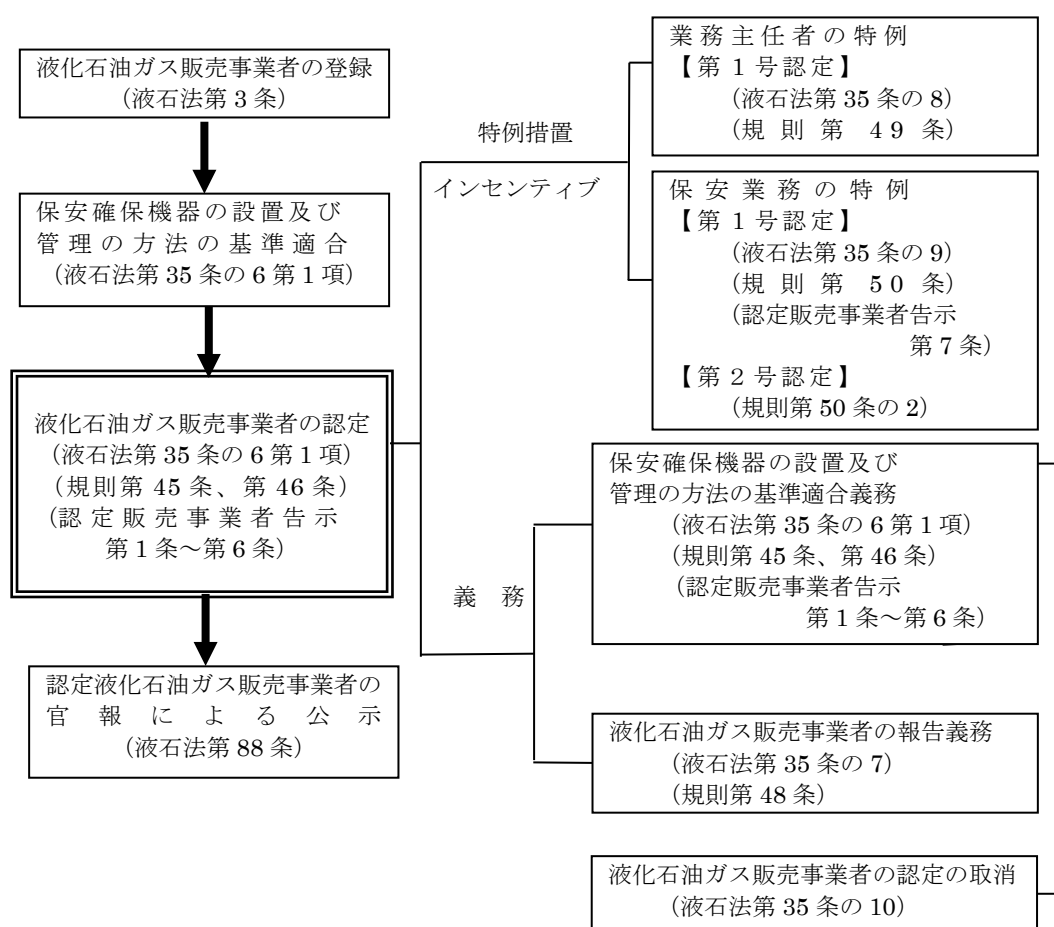
液化石油ガス販売事業者の認定（インセンティブ）の手続き一覧表



1. 認定制度の概要

液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するため、集中監視システム導入の方法等が規則で定める基準に適合していることについての液化石油ガス販売事業者に対する認定、また当該認定を受けた液化石油ガス販売事業者に係る業務主任者の選任等に係る特例制度が設けられた。(液石法第35条の6第1項)

また、平成28年4月施行の省令の一部改正により、認定要件が緩和・細分化され、現行要件を第1号認定液化石油ガス販売事業者（ゴールド保安認定事業者）とし、新しく第2号認定液化石油ガス販売事業者（保安認定事業者）が加えられた。



2. 認定液化石油ガス販売事業者の認定基準

(1) 保安確保機器の種類（規則第 45 条）

- ① 異常流量、上流監視機能付きの遮断弁内蔵の S 型マイコンメーター（SB 型）ほか
- ② ①の機器のよりガス供給を停止したこととその他の一般消費者等の保安に係る情報（特定保安情報）を受送信できる伝送装置（NCU）
- ③ ②の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示し、①の機器によりガスの供給を停止させることができる機器（集中監視センターに設置されるコンピュータ等）
- ④ 液化石油ガス用ガス漏れ警報器（設置義務施設に限る）・液化石油ガス用継手金具付低压ホース（調整器とガスメーターの間に設置されるものに限る）・調整器・液化石油ガス用継手金具付高压ホース

(2) 保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第 46 条）

① S 型マイコンメーター（SB 型）、集中監視システム

- 1) S 型マイコンメーター（SB 型）は個々の一般消費者等の供給設備に設置すること。
- 2) 流量検知式切替型漏えい検知装置等を設置する場合は、貯蔵設備に近接して設置すること。
※ 集合住宅等で上流監視ができない場合にあっては、流量検知式切替型漏えい検知装置等によりマイコンメーターの機能を補完する必要がある。
- 3) (1) ①、②、③、の機器は、特定保安情報を電話回線等を用いて相互に伝達することができるよう設置すること。
- 4) 集中監視センターからマイコンメーターの遮断弁を閉止することができること。

② 認定対象消費者の割合

- 1) 【第 1 号認定】 70%以上
- 2) 【第 2 号認定】 50%以上

保安確保機器の設置割合（全ての販売所の一般消費者等及び認定対象消費者を合計）

$$\text{設置割合（\%）} = \frac{\text{認定対象消費者数}}{\text{全一般消費者数}} \times 100$$

認定を受けた後の設置割合は常に【第 1 号認定】が 70%以上、【第 2 号認定】が 50%以上でなければならない。ただし、合併などの事業承継により、一時的に消費者数が要件を下回る場合は、当該承継の日から 1 年間の猶予期間を設ける（遅滞なく認定行政庁へ報告すること）。

③ 特定保安情報監視のため 24 時間監視者を配置する。

※ 一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安機関として「緊急時連絡」

の認定を受ける必要がある。

④ 保安確保機器の期限管理等

保安確保機器を技術上の基準に適合させ、かつ次の表の期限内のものを定期交換すること。

保 安 確 保 機 器	期 間
液化石油ガス用ガス漏れ警報器	5 年
液化石油ガス用継手金具付低圧ホース (Ⅰ類)	10 年
(Ⅱ類)	7 年
調整器 (Ⅰ類)	10 年
(Ⅱ類)	7 年
液化石油ガス用継手金具付高圧ホース (Ⅰ類)	10 年
(Ⅱ類)	7 年
S 型マイコンメーター (SB 型)	検定満了年月

※ (Ⅰ類・Ⅱ類の説明：認定販売事業者告示別表参照)

⑤ 運営管理規程を作成し、これにより管理を行うこと。

3. 認定液化石油ガス販売事業者の特例措置

(1) 業務主任者選任数の緩和 (規則第 49 条) 【第 1 号認定】

登録販売業者に義務づけられている業務主任者の選任数について、認定対象消費者数を 1/3 倍 (小数点以下切り上げ) として計算することができる。

$$\text{業務主任者選任消費者数} = \frac{\text{認定対象消費者数}}{3} + \text{その他の消費者数}$$

【例】全消費者 (1,800 戸) = 認定対象消費者 (1,500 戸) + 認定対象外消費者 (300 戸)

$$(1,500 \text{ 戸} \times 1/3) + 300 \text{ 戸} = 800 \text{ 戸}$$

業務主任者 1 人



認定あり

$$1,500 \text{ 戸} + 300 \text{ 戸} = 1,800 \text{ 戸}$$

業務主任者 2 人



認定なし

(2) 保安業務についての特例

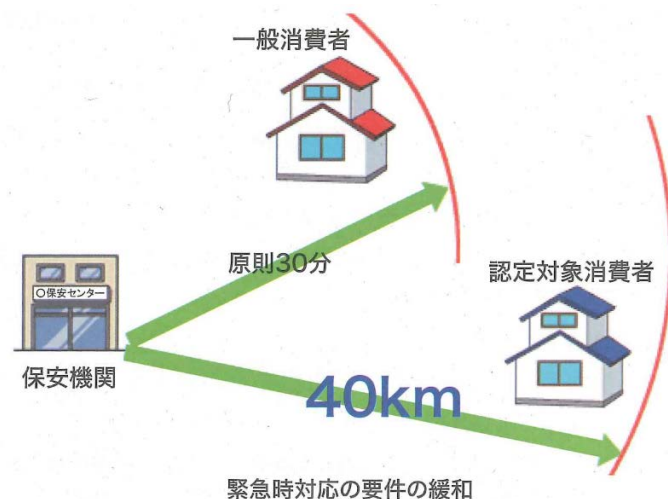
<<注意点>>

保安業務の特例が受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、保安確保機器が規則第 46 条で定める方法で設置されていないものは、特例の対象とならない。

① 緊急時対応の範囲の拡大（規則第 50 条 認定販売事業者告示第 7 条）

【第 1 号認定】【第 2 号認定】

緊急時対応については「原則として 30 分以内に到着」の項目については、「保安機関の事業所から半径 40 km 以内の認定対象消費者も対応できる」に緩和。



② 供給設備点検・消費設備調査の延長（規則第 50 条）【第 1 号認定】

集中監視システムにより点検・調査を実施しているとみなされる項目について、4 年に 1 回以上から 10 年に 1 回以上に緩和。（供給設備の点検項目の一部、消費設備のうち配管の腐食防止措置、配管の漏えい試験、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力保持）ただし、目視によらなければ確認できない点検・調査項目及び消費設備のうち燃焼器関係の調査については集中監視システムによってもその異常の有無を確認することができないので、緩和措置に含まれない。

③ 追加特例（規則第 50 条 認定販売事業者告示第 7 条）【第 1 号認定】

1) 追加条件

- ▶ 一般消費者等の設置する燃焼器の全て（飲食店以外の場合には、湯沸器、ふろがま、ストーブの燃焼器）が以下のいずれかの要件を満たした場合には、追加特例を受けられる。
 - a. CO警報器を設置し、ガスメーターと連動して遮断できること
 - b. 不完全燃焼防止装置が付けられていること
 - c. 燃焼器が屋外式であること

2) 追加特例

a. 緊急時対応の要件の更なる緩和

→ 60km 以内を同要件に適合しているとみなす。

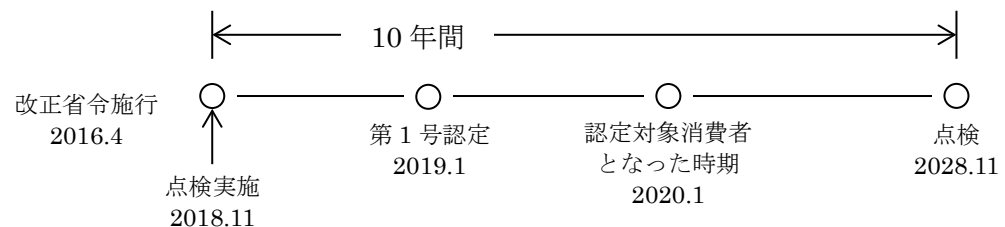
b. 10 年に 1 回以上の頻度の緩和対処を除いた 4 年に 1 回以上とされる定期供給設備点検及び定期消費設備調査の頻度の緩和

→ 5 年に 1 回以上とする。

※ 点検サイクル

認定を受けた際、現に液化石油ガスの供給を受けているものにおける確認後の第 1 回点検・調査は 10 年までの間に行うものとされており、図解すれば次のようになる。

【例】



4. 液化石油ガス販売事業者の認定申請（液石法第 35 条の 6 第 1 項）

項目	書 類	備 考	様式
1	液化石油ガス販売事業者認定申請		P117
2	運営管理規程	例示参照	P119
3	案内図	液化石油ガス販売事業者の位置	—
4	認定保安機関一覧表		P 24
5	申請料※		—

※ 支払い方法：静岡県危機管理部消防保安課 静岡県収入証紙
静岡県消防局 消防部 予防課 現金・納付書・キャッシュレス決済
浜松市消防局 予防課 オンライン申請（ペイジー）

（1）一般消費者等の数及び認定対象者の数

認定を受けようとする販売事業者の全ての一般消費者等の数及び認定対象消費者（販売契約済みの一般消費者における、保安確保機器が設置されている一般消費者等）の数を記載すること。（設置割合は 70%以上）

（2）規則第 45 条第 3 号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

- 保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所
- 自ら設置している場合は、販売事業者の氏名又は名称及び住所
- 他の者に委託している場合は、委託先の氏名又は名称及び住所

（3）運営管理規程

運営管理規程を作成のうえ添付すること（別添作成例を参考に販売事業者の実態に合わせて作成する。）

（4）書式等

上記の書類正・副 2 部を作成し、所管行政庁に提出する。

5. 認定液化石油ガス販売事業者状況報告（液石法第 35 条の 7）

認定販売事業者は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内にその事業年度末における販売所ごとの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を認定した行政庁に報告しなければならない。

※ 報告先の詳細は 4 ページ～「**第 1 編** 4. 書類提出先」を参照

（静岡県においては毎年 3 月 31 日時点での状況を報告する。）

6. 認定の取消し（液石法第 35 条の 10）

5 の報告、立入検査等により取消しに該当する事実が明確になった時は認定が取消される。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 認 定 番 号	

液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
法人にあつてはその法人番号

住 所 〒
連 絡 担 当 者 名
電 話

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 6 第 1 項の規定により認定を受けたいので、申請します。

1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数

別紙のとおり

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 45 条第 3 号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

4 合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者が、申請の日前 1 年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号ロ（同条第 2 号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあっては当該承継の事由及び年月日

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

別紙

1 液化石油ガス販売事業登録番号及び登録年月日

2 販売所ごとの一般消費者等の数

販 売 所 の 名 称	一般消費者の数	認定対象消費者の数	設置割合(%)
計			

3 集中監視業務を行う者の氏名又は名称及び住所等

自社 ・ 委託（該当を○でかこむ）

（1）氏名又は名称及び住所

（2）集中監視機器の設置されている場所

※委託の場合は、委託契約書の写しを添付する。

別添

運 営 管 理 規 程（例）

（目 的）

第 1 条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第 35 条の 6 の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（保安確保機器の種類）

第 2 条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 45 条第 1 号及び第 4 号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする（実際に設置するものを適宜記載すること。）。

一 S 型マイコンメーター、S B 型マイコンメーター、E 型マイコンメーター又は E B 型マイコンメーター（雰囲気空気中の一酸化炭素濃度を検知し警報する装置と連動し、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターにあつては、当該装置と併せてその旨を記載すること。）

二 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置
（ただし、戸以上の集合住宅に設置するものとする。）

三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器

四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

五 調整器（Ⅰ類又はⅡ類）

六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2 規則第 45 条第 3 号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであつて次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：

所 在 地：

電 話 番 号：

（特定保安情報の種類）

第 3 条 液化石油ガス販売業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第 6 条第 2 号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

一 合計・増加流量遮断

二 継続使用時間超過

三 微少漏えい警告

四 圧力監視異常（調整圧力・閉そく圧力）

五 感震遮断

- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 不完全燃焼警報連動遮断
- 八 集中監視センターからのガスメーター遮断

(監視する者の業務内容)

第4条 規則第46条第1号ハの監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- 二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。
- 三 伝達された特定保安情報について、認定対象消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- 四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行なう保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- 五 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要な事項を記載すること。

(監視員の配置場所及びその体制)

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

- 2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、() 人での交代制とする。

(保安確保機器の期限管理)

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所を取りまとめ、期限満了までに適宜交換を行うものとする。

(附 則)

この運営管理規程は 年 月 日から施行する。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年 月 日

様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
法人にあつてはその法人番号

住 所 〒
連 絡 担 当 者 名
電 話

— —

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 7 の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販 売 所 の 名 称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数	設置割合(%)
計			

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は、毎年 3 月 31 日における数を記入すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書

年 月 日

静岡県知事 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
法人にあつてはその法人番号

住 所 〒
連 絡 担 当 者 名
電 話

— —

合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 4 6 条第 1 号ロ（同条第 2 号ロ）に掲げる割合を下回ったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 4 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販 売 所 の 名 称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数	設置割合(%)
計			

③承継の原因及び年月日

承 継 の 原 因	
承 継 の 年 月 日	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。